

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学ダイバーシティ推進に関する規程第12条第3項の規定に基づき、山形大学ダイバーシティ推進室に置く米沢分室(以下「米沢分室」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 米沢分室は、米沢キャンパスにおいて男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)等の理念を踏まえ、学生及び職員が性別、性的指向・性自認等にかかわらず、あらゆる活動において個性と能力を發揮でき、かつ、学業・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイバーシティ 男女共同参画及びダイバーシティをいう。
- (2) キャンパス 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則(以下「組織規則」という。)第37条第2項に規定する法人部局(附属学校運営部及び医学部附属病院を除く。)とし、その範囲は、国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程第5条の規定のとおりとする。
- (3) キャンパス長 組織規則第38条第1項の規定に基づき、前号に定めるキャンパスに置かれる長とする。

(業務)

第4条 米沢分室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティを推進する施策の実施及び調整に関すること。
- (2) ダイバーシティに係る外部機関との連携に関すること。
- (3) ダイバーシティに係る情報収集及び広報活動に関すること。
- (4) 分室会議に関すること。
- (5) その他ダイバーシティの推進に関すること。

(職員)

第5条 米沢分室に、次の職員を置く。

分室長

副分室長

主担当教員

副担当教員

その他の職員

(分室長)

第6条 分室長は、米沢キャンパス長をもって充てる。

2 分室長は、米沢分室の業務を総括する。

(副分室長)

第7条 副分室長は、工学部副学部長をもって充てる。

2 副分室長は、分室長を補佐する。

(主担当教員)

第8条 主担当教員は、ダイバーシティを推進する業務を処理する。

2 主担当教員は、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員としてダイバーシティ推進室に配置された教員をもって充てる。

(副担当教員)

第9条 副担当教員は、ダイバーシティに関する専門的な業務を処理する。

2 副担当教員は、米沢キャンパスに配置された教員の中から、分室長が選考する。

3 副担当教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(相談員)

第10条 米沢分室に、研究・キャリア及び生活に関する相談等に対応するため、相談員を置くことができる。

(会議)

第11条 分室長は、ダイバーシティの推進に係る事項を審議するため、会議を開催する。

2 会議に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

(事務)

第12条 米沢分室に関する事務は、米沢キャンパス事務部の協力を得て、ダイバーシティ推進事務室において遂行する。

(その他)

第13条 この規程は、令和6年3月31日まで効力を有し、時限到来時において見直すものとする。

2 この規程に定めるもののほか、米沢キャンパスにおけるダイバーシティの推進に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月5日から施行する。

附 則(平成29年5月18日)

この規程は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月26日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月2日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年1月20日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。